

環境基本法等に基づく騒音に係る環境基準

(ア) 地域類型別の基準値

地域類型別の基準値

(単位：デシベル)

地域の 類 型	時間の区分		該 当 地 域
	昼 間	夜 間	
AA	50 以下	40 以下	環境基準に係る水域および地域の指定権限の委任に関する政令（昭和46年政令第159号）第2項の規定に基づき都道府県知事が地域の区分ごとに指定する地域
A及びB	55 以下	45 以下	
C	60 以下	50 以下	

- (注) 1. 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
2. AAをあてはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置させる地域など特に静穏を要する地域とする。
3. Aをあてはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
4. Bをあてはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
5. Cをあてはめる地域は、相当数の住居と併せて、商業、工業等の用に供される地域とする。

(イ) 道路に面する地域の基準値

地域区分ごとの基準値

(単位：デシベル)

地 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼 間	夜 間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下

(備考) 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基 準 値	
昼 間	夜 間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下）によることができる。	

(ウ)騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令

自動車騒音の限度

(単位：デシベル)

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
1. a区域及びb区域のうち 1車線を有する道路に面する区域	65	55
2. a区域のうち 2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
3. b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

備考 a区域、b区域及びc区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

1. a区域 専ら住居の用に供される区域
2. b区域 主として住居の用に供される区域
3. c区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域